

東北地方太平洋沖地震等に関する
住民基本台帳事務の取扱い等について

総務省自治行政局住民制度課
平成 23 年 3 月 24 日

目 次

- 1 「東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱い」 1
（平成23年3月13日付け総行住第35号通知）
- 2 「東北地方太平洋沖地震により市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等の取扱いについて」 5
（平成23年3月17日付け総行住第42号通知）
- 3 「東北地方太平洋沖地震等に伴う住民票の写し等の交付に係る本人確認について」 8
（平成23年3月22日付け総行住第48号通知）

東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱い

平成23年3月14日
総務省自治行政局

1 住民の安否状況の確認等のための本人確認情報の利用

【課題】住民の安否状況の確認等ができない

【対応】・災害時における都道府県内の住民の安否状況の確認

・災害救助法に基づく救助等都道府県内の被災者に対し緊急に行うべき事務

を都道府県条例に定めることにより、住基ネットワークの保有する本人確認情報を適切に活用

2 住民が転出証明書を提出できない場合の転入の取扱い

【課題】被災市区町村が転出証明書を発行できない

【対応】・転入地に転出証明書を提出することなく、転入する住民から、氏名、住所、転入した年月日、出生の年月日、戸籍の表示等を転入地市区町村に届け出させることにより、転入届を受理

・事務処理に関して、住基ネットワークの保有する本人確認情報を適切に活用



上記1、2の取扱いについて、各都道府県総務担当部長あてに自治行政局住民制度課長名の通知を平成23年3月13日付けで発出済

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱いについて (通知)

平成 23 年 3 月 11 日以降に東北地方太平洋沖等で発生している大規模地震(以下「平成 23 年東北地方太平洋沖地震等」という。)の被災により,災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた地域(以下「被災地域」という。)においては,住民基本台帳が消失するなどにより,市区町村長が当該地域の住民の安否状況の確認等を行うことができない場合も想定されるところです。

また,当該地域の住民が貴都道府県内の市区町村に転入するに当たって,転出証明書を提出できない場合も想定されます。

このような場合には,下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

なお,本通知は,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

2

記

1 住民の安否状況の確認等のための本人確認情報の利用について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等の被災地域において,住民基本台帳が消失するなどにより,市区町村長が当該地域の住民の安否状況の確認等を行うことができない場合には,都道府県知事が,当該地域の住民の安否状況の確認や災害救助法に基づき救助など当該地域の被災者に対して緊急に行うべき事務を実施する必要があるものと考えられる。

このような場合には,住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づき条例においてこれらの事務を定めることにより,同事務において住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。

2 被災地域から転入した転出証明書を提出できない住民に係る転入届の取扱いについて

- (1) 法第 22 条第 1 項及び住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 22 条の規定に基づき、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほかに、届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を転入地の市区町村に届け出させることにより、転入届を受領すること。
- (2) (1) の場合には、転出証明書により転入届に記載された事項の確認を行うことができないことから、住民基本台帳事務処理要領第 4-2-(2)-エー(ア)により、戸籍と照合し、又は他市区町村に本籍を有する者については、当該本籍地市区町村に戸籍の記載事項について照会する方法により、その事実を確認した上、住民票の記載を行うことが適当であること。
- (3) (1) 及び(2) の住民基本台帳に関する事務の処理に関し、住民に係る住民票コードの確認、前住所地の確認等を行うに当たっては、法第 30 条の 7 第 4 項第 3 号、同条第 6 項第 3 号、第 30 条の 10 第 1 項第 4 号及び同項第 6 号の規定により、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を適切に活用すること。
- (4) (2) について、本籍地市区町村も被災地域であり、戸籍の記載事項について照会を行うことが困難である者については、当面、下記のとおり取り扱うこととして差し支えないものであること。
 - ① 被災地域の住民であった者から、法第 22 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項並びに届出をする者の出生の年月日、男女の別及び戸籍の表示を届け出させ、(3) のとおり必要に応じ住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報で確認をした上で、当該届出に基づき住民票の記載をすること。
 - ② なお、①の方法により、住民票の記載をした場合には、戸籍との照合が可能となった段階で、できる限り速やかに、本人の氏名、出生の年月日、戸籍の表示等について確認を行うことが適当であること。
- (5) (1) により転入届を受領した場合において、法第 9 条第 1 項に基づく転出地市区町村長への通知を当該市区町村長が受領できないときには、当該市区町村長において当該通知を受領することができる状況になるまでの間、転入地市区町村長において通知を留保すること。

(総務省担当者)

総務省自治行政局住民制度課

平野, 丸茂

TEL: 03-5253-5111 (内) 23067

FAX: 03-5253-5520

E-mail: t.hirano@soumu.go.jp

y.marumo@soumu.go.jp

住民の安否状況の確認等のための本人確認情報の利用について

平成23年3月22日
総務省自治行政局

「東北地方太平洋沖地震等に関する住民基本台帳事務の取扱い(通知)」の発出（平成23年3月13日）

平成23年3月11日以降に東北地方太平洋沖等で発生している大規模地震の被災により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域における被害の状況を踏まえ、住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例で定めることにより住基ネットの保有する氏名・住所等の本人確認情報を適切に活用することを各都道府県に依頼

岩手県の対応

<3月16日> ※ 3月15日に議会議決

○ 住民基本台帳法施行条例の一部改正施行

→ 災害時における県民の安否の確認その他の当該災害の被災者の救助のために必要な措置に関する事務であって規則で定めるもの

○ 住民基本台帳法施行細則の一部改正施行

- ① 安否の確認を要する者の氏名、性別、住所及び生年月日の確認
- ② 県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の一時使用の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答

◎ 住基関係システムでの安否情報の確保が困難な被災地市町村から、本人確認情報の提供依頼があった場合に、随時提供を開始

大槌町へ紙・CD-Rで提供 → 安否確認に活用

宮城県への対応

<3月16日> ※ 専決処分

○ 住民基本台帳法施行条例の一部改正施行

→ 当分の間、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に係る県民の安否の確認に関する事務その他の規則で定めるもの

○ 住民基本台帳法施行細則の一部改正施行

- ① 県民の安否の確認
- ② 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供

◎ 住基関係システムでの安否情報の確保が困難な被災地市町村から、本人確認情報の提供依頼があった場合に、随時提供を開始

石巻市へ CD-Rで提供 → 安否確認に活用
山元町へ 紙・CD-Rで提供 → 安否確認に活用
女川町へ 紙・CD-Rで提供 → 安否確認に活用
南三陸町へ 紙・CD-Rで提供 → 安否確認に活用

東北地方太平洋沖地震により市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等の取扱いについて

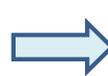
平成23年3月17日
総務省自治行政局

(課題)

東北地方太平洋沖地震に伴う庁舎の壊滅等により、

(1) 市区町村の住民基本台帳が滅失

(2) 都道府県の住基ネット用サーバが使用不能



住民の安否確認

被災住民の支援活動に支障



(対応)

(1) 市区町村の住民基本台帳が被災により使用できない場合

→ 市区町村が都道府県及び全国センターに保存された

本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所等)を確認

※ 市区町村のコミュニケーションサーバ(住基ネット専用の電子計算機)が被災により使用できない場合
被災した市区町村の職員が、他の市区町村長の同意を得て、他の市区町村のコミュニケーションサーバを
活用し、被災市区町村の住民の本人確認情報を確認。

〔 この場合において、他の市区町村の職員を被災した市区町村の職員に併任することで、他の市区町村の
コミュニケーションサーバを活用し、被災市区町村の住民の本人確認情報を確認することも可能。 〕

(2) 都道府県の住基ネット用サーバが被災により使用できない場合

→ 都道府県が全国センターに保存された本人確認情報を確認

総 行 住 第 4 2 号
平成23年3月17日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省 自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震により市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等の
取扱いについて (通知)

平成23年3月11日以降に東北地方太平洋沖で発生している大規模地震(以下「東北
地方太平洋沖地震」という。)により、市区町村の住民基本台帳が滅失している場合等
が想定されます。

このような場合において、被災した市区町村における住民の安否確認その他の事務を
処理するためには、地方公共団体共同のシステムである住民基本台帳ネットワークシ
ステム(以下「住基ネット」という。)を活用し、下記により取り扱うことが適当と考え
られますので通知します。この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願い
します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技
術的助言であることを申し添えます。

記 記

- 1 住基ネットは、住民基本台帳法(以下「法」という。)第30条の5第1項の規定に
基づき市区町村長が市区町村の住民の本人確認情報を都道府県知事に通知し、都道府
県知事が当該本人確認情報を保存すること及び法第30条の11第1項の規定に基づき
都道府県知事が指定情報処理機関に通知し、指定情報処理機関が当該本人確認情報
を保存することにより構成されているものである。

この住基ネットの性格を踏まえると、市区町村長は、都道府県又は指定情報処理機
関に保存されている当該市区町村長が通知した本人確認情報を、当該市区町村の事務
処理のため、確認できるものであること。

また、都道府県知事も、指定情報処理機関が保存する当該都道府県知事が通知した
本人確認情報を、都道府県知事が法別表第5に掲げる事務を行うとき又は条例で定め
る事務を行うときには、確認できるものであること。

この場合において、都道府県又は指定情報処理機関に保存されている本人確認情報を市区町村長が確認することについては、法第30条の7第4項又は第30条の10第1項の規定に基づき本人確認情報の提供の求めには該当しないと解されること。

- 2 東北地方太平洋沖地震により被災した市区町村（以下「被災市区町村」という。）のコミュニケーションサーバー（以下「CS」という。）が被災により使用できない場合には、当該市区町村のCSが使用できるようになるまでの間、被災市区町村以外の市区町村でCSが使用できる市区町村（以下「他市区町村」という。）の長の同意を得て、他市区町村のCSを利用して、都道府県又は指定情報処理機関に保存されている被災市区町村の住民に関する本人確認情報を確認することもできること。

この場合において、他市区町村の長は予備の操作者識別カードを被災市区町村の職員に貸与すること等により、CS端末の操作者が被災市区町村の職員であることを明確にすることが適当であること。

- ※ 他市区町村の職員を被災市区町村の職員に併任することで、当該他市区町村のCS端末を利用して、被災市区町村の住民に関する本人確認情報を確認することもできること。この場合においては、予備の操作者識別カードを用いて、CS端末の操作者が被災市区町村の職員として操作していることを明確にすることが適当であること。

(総務省担当者)

総務省自治行政局住民制度課

鈴木, 平野, 羽田

TEL: 03-5253-5111 (内) 23066

FAX: 03-5253-5520

E-mail: t.hirano@soumu.go.jp

k.hada@soumu.go.jp

東北地方太平洋沖地震等に伴う住民票の写し等の交付に係る本人確認について

平成23年3月22日
総務省自治行政局

(課題)

東北地方太平洋沖地震等により、被災した住民が身分証明書等本人確認書類を滅失した場合、住民票の写し等の交付請求時に本人であることを確認できる書類がない。



(対応)

住民票の写しの交付等に係る省令や事務処理要領に基づき、以下の場合には住民票の写し等を交付

- 同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日、世帯の構成員が一人である場合はその旨、戸籍の表示等）その他の本人のみが了知していると考えられる事項について口頭で陳述させ、請求者が本人であることを確認できる場合
- 住所地市区町村の職員が請求者と面識があり、請求者が本人であることを確認できる場合

※ いずれも本人確認を行った担当者の氏名等や口頭陳述内容等について記録

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震等に伴う住民票の写し等の交付に係る本人確認について (通知)

平成23年3月11日以降に東北地方太平洋沖等で発生している大規模地震により、被災した住民が当該住民に係る身分証明書等本人であることを確認するための書類を滅失している場合も想定されるところです。

このような場合において、住民票の写し等の交付に係る本人確認については、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等。以下「事務処理要領」という。)及び住民票の写し等の交付に関する質疑応答集(平成20年4月28日付け総行市第102号)を踏まえ、下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。この旨を貴都道府県内市区町村にも周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づき技術的助言であることを申し添えます。

記

住民票の写し等の交付請求を行う者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号。以下「住民票省令」という。)第5条第1号又は第2号に規定する書類を所持していない場合でも、市区町村長は、住民票省令第5条第2号に規定する「現に請求の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法」により住民票の写し等の交付を行うことが可能である。

- (1) 住民票省令第5条第2号に規定する「本人であることを説明させる方法」としては、事務処理要領第2-4-(1)-①ア-イ)を踏まえ、同一世帯の住民基本台帳の記載事項(世帯構成、同一世帯の者の生年月日、世帯の構成員が一人である場合はその旨、戸籍の表示等)その他の本人のみが了知していると考えられる事項について口頭で陳述させることが考えられる。この場合においては、口頭陳述で本人確認を行った旨及びその内容を請求書に記録することが適当であること。

(2) 職員が住民票の写し等の請求者と面識があり、請求者が本人であることを確認できなかった場合には、住民票省令第5条第2号に規定する「その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。この場合においては、職員が請求者と面識があり、請求者が本人であることを確認した旨及び確認を行った職員の氏名等を請求書に記録することが適当であること。

(総務省連絡先)

総務省自治行政局住民制度課

平野・羽田・丸茂

電話：03—5253—5517

FAX：03—5253—5520

Email：t.hirano@soumu.go.jp

k.hada@soumu.go.jp

y.marumo@soumu.go.jp